## 新たに特別償却等の適用対象とされた資産の 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度 又は連結 事業年度		法人名	,	
尹未十段			(	

特	別	償	却	等	の	種	類	1	新措	法第	( ) =	条の(	( ) 含	第(	)項(	( )	<b>子</b> (	)	新措法第(	)条	<u></u> න(	)第(	)項	( ) 5	클( )
事		業		の	種	Ì	類	2																	
(z 資	幾械・ 産		の の	用年種		の番 <sup>.</sup> 頃	号) 等	3	(								)		(						)
資		産		の	名		称	4																	
設	置した	たエ	場、	事業	所领	争のク	名称	5																	
同	上	-	Ø	所	;	在	地	6																	
資		産		の	用		途	7																	
取	得	ļ	等	年		月	日	8	平			•				•			平		•			•	
事	業σ	)用	に	供し	た	年月	日	9	平			•							平		•			•	
購				入			先	10																	
対	象	٤	な	る取	2 得	. 価	額	11									F	円							円
基	準	取	得	価	額	割	合	12					又は 1.0.4		0							スは1	0 0	-	
基:	準取得 ((11			ま普通 ) 又 <i>l</i>			類	13					100	<u>U</u>			F	円			1	0 0			円
特	別	IJ	償	却	:	率	等	14				-	100	<u></u>								0 0			
特	別			限 × (14)		額	等	15						<u> </u>			F	Ч				0 0			円
償却・準備金方式の区分							分	16		償 却 · 準 備 金 償 却 · 準 備 金								金							
適				け 額 の				17									F	円							円
用	(別事)	別表 業の 様、	番号用 化性	名、計会と	該当 した 、	番 爱 產 費 武	子) 崔の : 等	18	(								)		(						)
要	資	産	又	は 注	き 人	. 等	が																		
件				となたす				19																	
等	安 1	+ Z	一一一	/ <u>_</u> 9	月	V)	+ 垻																		
<del>→</del>	そ(	の他	] 参	考と	な	る事	項	20																	
							中	小 1	企業	<b>き</b> 者	又	は	中	小	連:	結 🧎	ま ノ	ι.	の判定	!					
発	行済	株式	の総	総数又	は出	当資金	金額	21						大	株	順位	J	t :	規模法	人名	1	株出	式 数	数 又 金	は 額
常	時使	き用	す	る従	業	<b>員</b> σ.	数	22					人	規模	式	1					27				
	数		1 順 資金額	位の	株式	数と	スは (27)	23						法							28				
規模	等の	保	重金名 有		—— 訓	合	(23)	24					%	人の	等						29				
法人の	/兄			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(21) 未式							保有	の明										
が株式	: 割	数	又は	出資	金額		(31)	25					%	する	細細				<b>∃</b> L.		30				
左	: 合	保	有	î į	訶	合	(25)	26					70	3	,,, <del>,,4</del>	(	(27) <del>+</del>	(28	計 ) + (29) + (3(	))	31				

## 特別償却の付表(三十二)の記載の仕方

1 この付表(三十二)は、平成17年改正後の租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)の規定がその後改正された場合において、その改正後の特別償却制度又は割増償却制度に係る規定(以下「改正後新規定」といいます。)の適用を受けるとき(改正後新規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、対象となる資産の特別償却限度額又は割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、改正後新規定の適用を受ける場合であっても、特別償却の付表の(一)から(三十一)までの書式(以下「個別特償付表」といいます。)に所要の調整をして使用することができるとき(例えば、制度の要件判定の基本が変わらない場合、単なる条項移動があった場合、告示等に定める対象資産の単なる除外又は追加があった場合などがこれに当たります。)には、個別特償付表を使用してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごと にこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人 名」の()中に記載してください。
- 3 「特別償却等の種類1」は、改正後新規定のうちいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、( )内に該当条項号等を記載します。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 5 「資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、
  - ( )内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載 してください。
- 6 「設置した工場、事業所等の名称5」には、対象資産を設置した工場、事業所、研究所、作業場等の名称を記載します。
- 7 「資産の用途7」には、例えば「工場用」、「研究 所用」、「開発研究用」等の用途を記載します。
- 8 「対象となる取得価額11」には、対象資産の取得価額(その資産のうち一部が対象となる場合には対象となる部分に対応する取得価額)を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

- 9 「基準取得価額割合12」の分子は、対象となる取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を求めることとされている資産にあっては、その一定割合を分子に記載し、「又は100」を消してください。
- 10 「基準取得価額又は普通償却限度額13」には、特別 償却の適用を受ける場合には「(11)×(12)」の算式 によって求めた金額を、割増償却の適用を受ける場合

には「対象となる取得価額11」に係る普通償却限度額 を記載します。

- 11 「償却・準備金方式の区分16」は、その対象資産に つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて 特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積 み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま す
- 12 「当期における資産の取得価額の合計額17」には、 当期における対象資産の取得価額の合計額が一定額以 上である必要があるものについて、当期において新た に取得等をして事業の用に供した対象資産ごとの取得 価額の合計額を記載します。
- 13 「事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項18」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産が適用対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を法令の規定に基づく指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める資産については、()内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平18財務省告示第111号」、「別表1」、「番号1」のように記載します。
- 14 「資産又は法人等が適用対象となるための要件を満たす旨の事項19」には、その資産又は法人等が適用対象となるための要件を満たすかどうかの判定に当たって、法令上の要件をどのように満たすこととなるかの事項を要件項目に従って記載します。
- 15 「その他参考となる事項20」には、その他参考となる事項を記載します。
- 16 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特別償却又は割増償却の適用を受ける法人が中小企業者又は中小連結法人であることを要する等の場合に、その対象資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況(その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。
  - (1) 「保有割合24」が50%以上となる場合又は「保有割合26」が3分の2 (66.666%) 以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人(又は中小連結法人以外の連結法人)として取り扱われますから御注意ください。
  - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細27~30」 の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資 本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資 本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する 従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投 資育成株式会社を除きます。)について、その所有 する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記 載します。
- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であって も、資本又は出資の金額が1億円を超える連結子法人 については、中小連結法人以外の連結法人として取り 扱われますから御注意ください。